

(様式第2号) (第14条関係)

太陽光発電施設設置許可申請書

令和6年10月3日

長野県知事 様

住 所東京都杉並区高井戸東四丁目8番3号  
株式会社ツジデン  
氏 名代表取締役 辻本 武泰

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

太陽光発電施設の設置の場所	塩尻市大字金井字堤平 32筆別紙のとおり	
事業区域の位置及び面積	位置図及び事業区域図参照 面積93,704m <sup>2</sup>	
太陽光発電施設の合計出力	1513.1kW (既設1017.5kW+新規495.6kW) (太陽電池の合計出力1513.1kW)	
太陽光 発電事 業の内 内容及 び実 施予 定期間	発電電力の用途 ■売電 □自家消費 設備ID ( AZ96613C20、AE02211C20ほか9カ所 )	
	設置工事着手予定日	令和6年11月15日
	設置工事完了予定日	令和7年 2月28 日
	運転開始予定日	令和7年 3月20 日
	施設撤去予定日	令和27年3月21日
太陽光発電施設の設置に関する計画	別添「太陽光発電施設設置計画書」のとおり	
太陽光発電施設の構造に関する事項	別紙図面、計算書のとおり	
景観保全のための措置の検討に関する事項	別添「景観の保全のための措置の検討状況書」のとおり	
環境の保全のための措置の検討に関する事項 ※環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。	別添「環境の保全のための措置の検討状況書」のとおり	
備考	連絡先 株式会社ツジデン 太陽光担当 (電話番号) 03 (3335) 1511 (電子メールアドレス) tsujiden.energy@mail.tsujiden.co.jp	

注1 該当する□内にL印を記入すること。

2 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、提出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。

3 「事業区域の面積」欄には、小数第1位まで記載すること。

- 4 「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第1位まで記載すること。
- 5 「発電出力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 6 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

- (添付書類)
- 1 位置図
  - 2 事業区域図
  - 3 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
  - 4 誓約書
  - 5 太陽光発電施設の配置図
  - 6 土地の形質変更を行う場合にあつては、当該土地の造形計画の平面図、縦断面図及び横断面図
  - 7 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造図
  - 8 排水計画に係る平面図及び断面図
  - 9 太陽光発電施設の構造に関する図面
  - 10 現況写真
  - 11 条例第11条の書面
  - 12 その他知事が必要と認める書類

開 発 区 域 内 の 地 番 一 覧 表

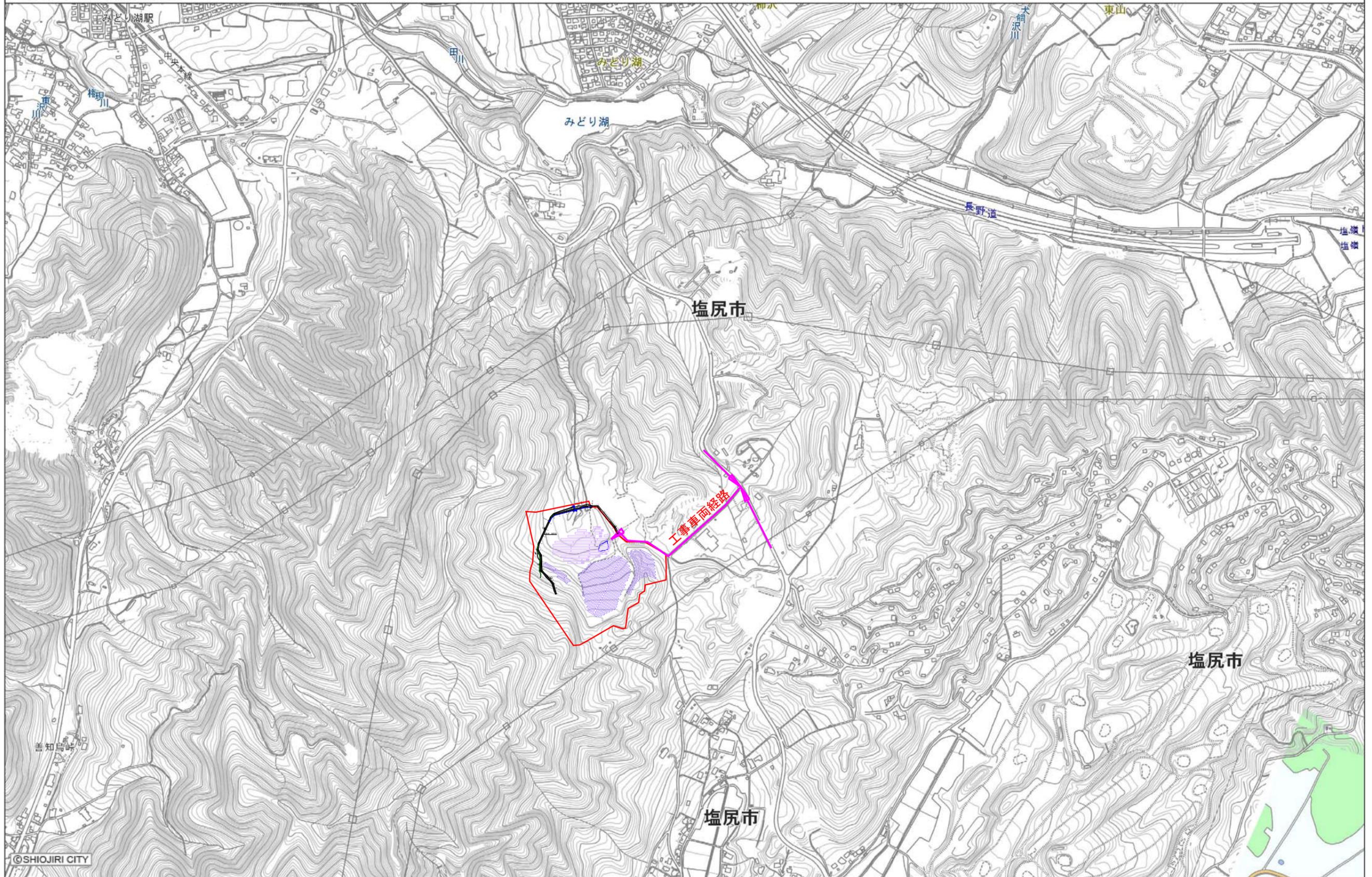
整理 番号	所 在 地			地 目
	大 字	字	地 番	
	塩尻市			
1	金井	堤平	738	原野
2	〃	〃	739-1	原野
3	〃	〃	739-2	原野
4	〃	〃	740	宅地
5	〃	〃	741-1	山林
6	〃	〃	741-2	原野
7	〃	〃	741-3	原野
8	〃	〃	741-4	公衆用 道路
9	〃	〃	742	原野
10	〃	〃	743	原野
11	〃	〃	744	原野
12	〃	〃	745	宅地
13	〃	〃	746-1	山林
14	〃	〃	746-2	山林
15	〃	〃	746-3	原野
16	〃	〃	746-4	用恵水 路
17	〃	〃	747	山林
18	〃	〃	748-1	山林
19	〃	〃	748-2	原野
20	〃	〃	749-1	山林
21	〃	〃	749-2	原野
22	〃	〃	750	宅地
23	〃	〃	758	山林
24	〃	〃	759	原野
25	〃	〃	759-2	用恵水 路
26	〃	〃	760	原野
27	〃	〃	761-1	山林
28	〃	〃	761-2	原野
29	〃	〃	761-3	山林
30	〃	〃	762	原野
31	旧塩尻	八窪峯	1309	山林
32	〃	〃	1327-1	山林
計			32筆	



# 工事車両経路図 S=1:10000

都市計画図(白図)

中心地 | 塩尻市旧塩尻 付近



©SHIOJIRI CITY

印刷日時:2022/03/08 08:21:31

景観の保全のための措置の検討状況書

項目		検討事項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理通路入口の道路沿い以外は、森林にかこまれパネルは見えません。</li> <li>現地形を利用した計画とした。</li> </ul>
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成（シミュレーション）等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>完成予想図添付</li> </ul>
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からの離隔を確保しました。</li> </ul>
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地の平坦部のみ利用する計画とした。</li> </ul>
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置高は、積雪を考慮した高さとし、それ以上高くしない。</li> </ul>
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路沿いに出来る限り緑化します。</li> </ul>
	形態・ 意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>土質調査により架台計画を行い、配列は一定の規則性を持たせませす。</li> </ul>
		(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>極力整合させます。</li> </ul>
		(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>見えません。</li> </ul>

項目		検討事項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	・低反射のパネルを使用します。
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	・濃紺とします。
	フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。 (2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	・低反射素材にします。 ・極力同系色とします。
附帯施設・ 附属施設		(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。	・茶系とします。
		(2) 電柱電線類については、極端に増加させないように、低減に努める。	・必要最小限にします。
		(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。	・色彩に配慮します。
敷地の緑化		(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。	・道路沿いの緑化に努めます。
		(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	・地域に即した高木を植樹します。
その他		(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	・反射による影響がない場所ですが、境界からの離隔を取ります。
		(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	・定期的に維持管理します。
		(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。	・景観条例の届出をします。

上記以外にも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

環境の保全のための措置の検討状況書

①検討の対象項目	②事業内容	③チェック	④環境保全措置の具体的な内容※1,2,3,4
粉じん	(1) 事業区域に住居等が隣接するか	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	【(1)、(2)が <u>どちらも</u> 「はい」の場合に記載】
	(2) 切土・盛土を行う計画か	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
騒音・振動	(3) 建設機械が稼働する計画か	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	【(3)、(4)が <u>どちらも</u> 「はい」の場合に記載】
	(4) 次のいずれかに該当するか ・ 近隣に住居等が存在する ・ 工事用車両の走行ルート沿いに住居等が存在する	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	
水環境	(5) 事業区域内に次のいずれかの区域が含まれるか ・ 水道水源保全地区 ・ 水資源保全地域	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	【(5)、(6)が <u>どちらも</u> 「はい」の場合に記載】
	(6) 次のいずれかに該当するか ・ 薬液注入工法を採用する ・ 事業区域内で農薬を使用する	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	
動植物	(7) 事業区域内に次のいずれかの区域が含まれるか ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園 ・ 長野県自然環境保全地域 ・ 希少野生動植物の生息地等保護区	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	【(7)～(8)の <u>いずれか又は両方</u> が「はい」の場合に記載】

①検討の対象項目	②事業内容	③チェック	④環境保全措置の具体的な内容※1,2,3,4
	(8) 事業区域内の次のいずれかの区域において、切土・盛土や樹木の伐採を行うか ・ 国有林、地域森林計画対象民有林 ・ 郷土環境保全地域 ・ 鳥獣保護区	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事業地は、塩尻市の保全すべき地域・環境のエリアではありませんが、切土、盛土等の改変面積を最小限にし、パネル設置範囲は、現況地形をそのまま利用し、開発区域の周囲には、残置森林及び造成森林を設け環境保全に努めます。
触れ合い活動の場	(9) 事業区域内に次のいずれかの区域が含まれるか ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園 ・ 郷土環境保全地域	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	【(9)、(10)が <u>どちらも</u> 「はい」の場合に記載】
	(10) 次のいずれかに該当するか ・ 事業区域に触れ合い活動の場が含まれる ・ 事業区域や工事用車両の走行ルートが触れ合い活動の場に隣接する	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	

※1 ③列にチェックした結果、環境保全措置の検討が必須である場合において、環境保全措置を検討した結果、環境保全措置を不要と判断したときは、その旨及び理由を④列に記載すること。

※2 環境影響評価法又は環境影響評価条例の対象事業については、環境保全措置の具体的な内容の記載に代わり、環境影響評価図書（事業基本計画書においては計画段階環境配慮書や環境影響評価方法書、許可申請書又は設置届出書においては環境影響評価書）の写しを添付することも可能。

※3 許可申請書又は設置届出書の作成にあたり、事業基本計画書から④列の内容を変更した場合は、変更後の内容及びその理由を④列に記載すること。（④列のうち、変更していない箇所には、従前のおり記載すること。）

※4 ③列にチェックした結果、環境保全措置の検討は必須ではないが、事業者が必要と判断して検討した環境保全措置の内容を④列に記載することは可能。

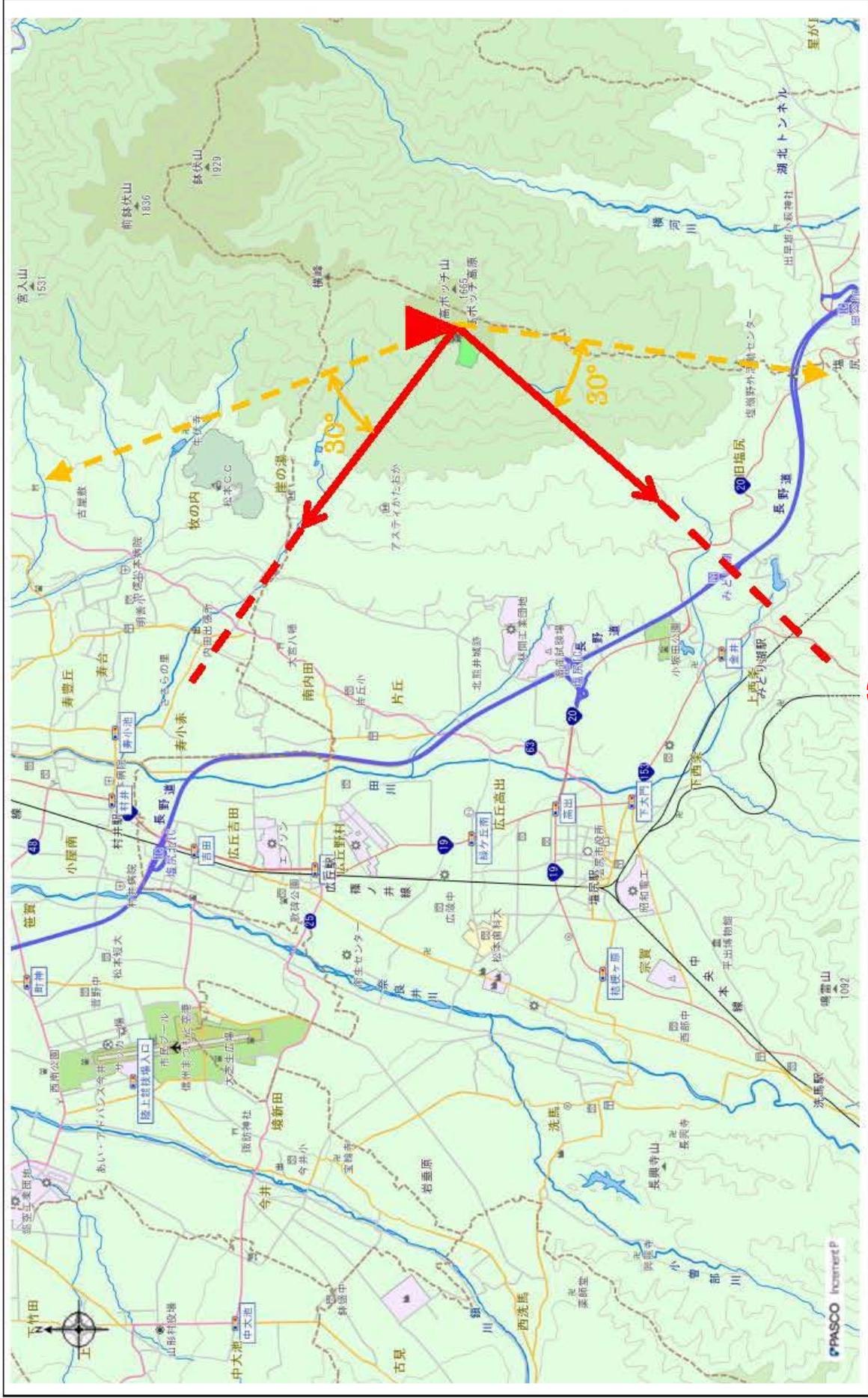
## 指定事項

眺望区域	高ボッチ高原 3大標高展望広場
所在地	塩尻市片丘 9215-1382
管理者	塩尻市
眺望点位置	3大標高展望広場 36.132381, 138.034748
眺望方向	北アルプス方面
説明を要する関係者等	塩尻市役所 建設事業部 建築住宅課

## 地図（眺望区域及び眺望点位置）



地図 (眺望方向)



計画地  
2/3

写真 (眺望方向)



(参考様式) (第 19 条関係)

## 維持管理計画

作成日

令和 6 年 10 月 30 日

太陽光発電施設の設置場所	塩尻市大字金井字堤平 738 ほか 31 筆	
事業者名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、住所及び連絡先）	東京都杉並区高井戸東四丁目 8 番 3 号 株式会社ツジデン 代表取締役 辻本 武泰	
保守点検責任者	氏名及び住所	株式会社 ITD ホールディングス 東京都新宿区西新宿 7-19-3
	電話番号	03-5332-6626
合計出力	1513.1kW	
維持管理の内容	別紙のとおり	
施設撤去予定日（事業終了予定日）	令和 27 年 3 月 21 日以降	
損害保険の加入状況	■有      □無 (保険内容 自然災害 電氣的・機械的事故の対応)	
太陽光発電施設を撤去する際の対応	・太陽光発電施設の処分は、廃棄物処理業者に委託 ・跡地は、植樹を行い現状復旧する。	
維持管理計画及び状況の公表方法	・標識により掲示	

※標識に掲示することにより公表する場合には、標識の記載項目と同一のところは記載を省略することができます。

<太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容>

- ・調整池を設置し、雨水の流出抑制を行う。

<土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容>

- ・この施設による事項については、事業者が損害賠償等対応する。

<別紙>

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日	
太陽電池アレイ	■	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない。	目視	年 3 回		
			端子箱に破損、変形がないか				〃
			フレームに著しい汚れ、きず、腐食、破損がない。				〃
	■	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。		〃		
	■	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。		〃		
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。		〃		
	■	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。		〃		
	■	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。		〃		
			接続部に緩み、破損がない。		〃		
	■	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。		〃		
			架台の変形、きず、汚損、さび、腐食、破損がない。		〃		
			積雪による沈降、不等沈降、地際腐食等などの影響がない。		〃		
ボルト、ナットの緩みがない。			〃				
固定強度に不足の懸念がない。			〃				
接続箱	■	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。	〃			
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	〃			
			雨水、じんあい等の侵入がない。	〃			
■	配線	配線に著しい汚損、破損、きず、さびがなく正しく固定されている。	〃				
漏電遮断器	■	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などがない。	〃			
	■	配線	配線に著しいきず、破損がない。	〃			
パワーコンディショナー	■	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形がない。	〃			
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	〃			

			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。		年 3 回	
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない		〃	
	■	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、破損などがない。		〃	

附帯施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日		
法面・擁壁	■	切土法面	小段の沈下がない。	目視	年 3 回			
			排水溝の損傷がない。				〃	
			目地にずれがない。				〃	
			開口量の大きな亀裂が発生していない。				〃	
			吹付工法等の剥離がない。				〃	
			法枠工法等の破断がない。				〃	
			はらみ出しの発生がない。				〃	
			大量の湧水（濁り）がない。				〃	
			崩落がない。				〃	
			上部斜面からの土砂流出がない。				〃	
	■	盛土法面	小段の沈下がない。	〃				
			段差が発生していない。			〃		
			排水溝の損傷がない。			〃		
			法尻の崩落がない。			〃		
			オーバーフローによる洗掘がない。			〃		
			大量の湧水（濁り）がない。			〃		
			湧水箇所の軟弱化がない。			〃		
		擁壁	亀裂、割れが生じていない。			〃		
			座屈、段差、傾斜がない。			〃		
■	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない。	〃					
		亀裂、ずれがない。			〃			
		破損がない。			〃			
		排水設備外への漏水がない。			〃			
調整池	■	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。	〃				

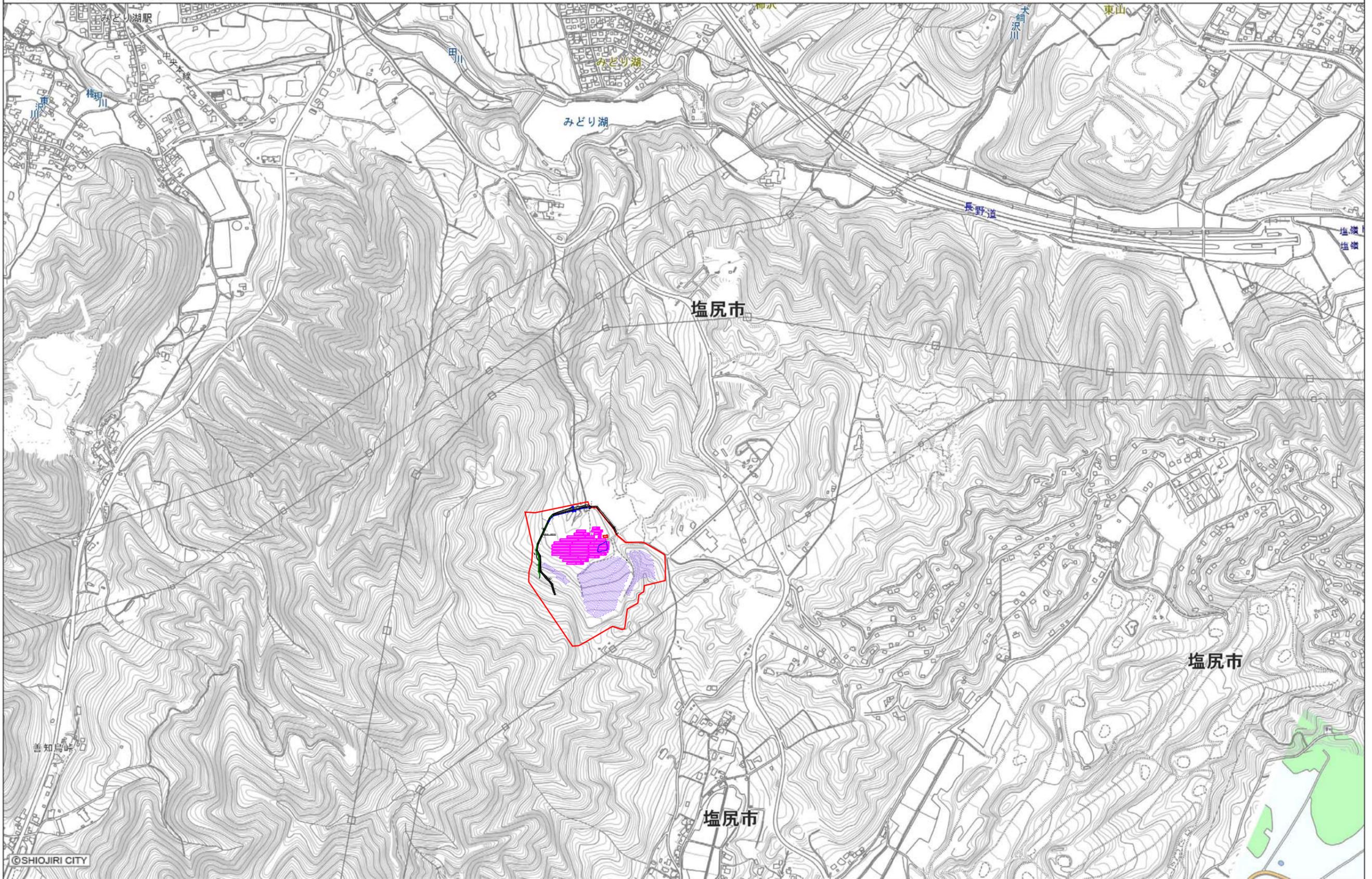
			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。		年 3 回	
			草木の繁茂がない。		〃	
	■	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。		〃	
	■	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		〃	
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		〃	
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。		〃	
	■	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。		〃	
			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		〃	
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		〃	
			油等の浮遊がない。		〃	
	■	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。		〃	
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。		〃	
			貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。		〃	
			油等の浮遊がない。		〃	
			下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない。		〃	
防護柵、塀	■	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。		〃	
	■	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。		〃	
	■	入口扉	開閉に異常がなく施錠に問題がない。		〃	
進入路・管理道	■	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		〃	
			事業地周辺への土砂の流出がない。		〃	
			雨水等による洗掘がない。		〃	
			草木の繁茂がない。		〃	
設置地盤	□	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない。			
			段差、傾斜がない。			
			空洞の発生（土砂の流出）がない。			
			隆起の発生がない。			
設置地盤	■	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		〃	
			事業地周辺への土砂の流出がない。		〃	
			雨水等による洗掘がない。		〃	
			草木の繁茂がない。		〃	

※施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加してください。

17 位置図 S=1:10000

都市計画図(白図)

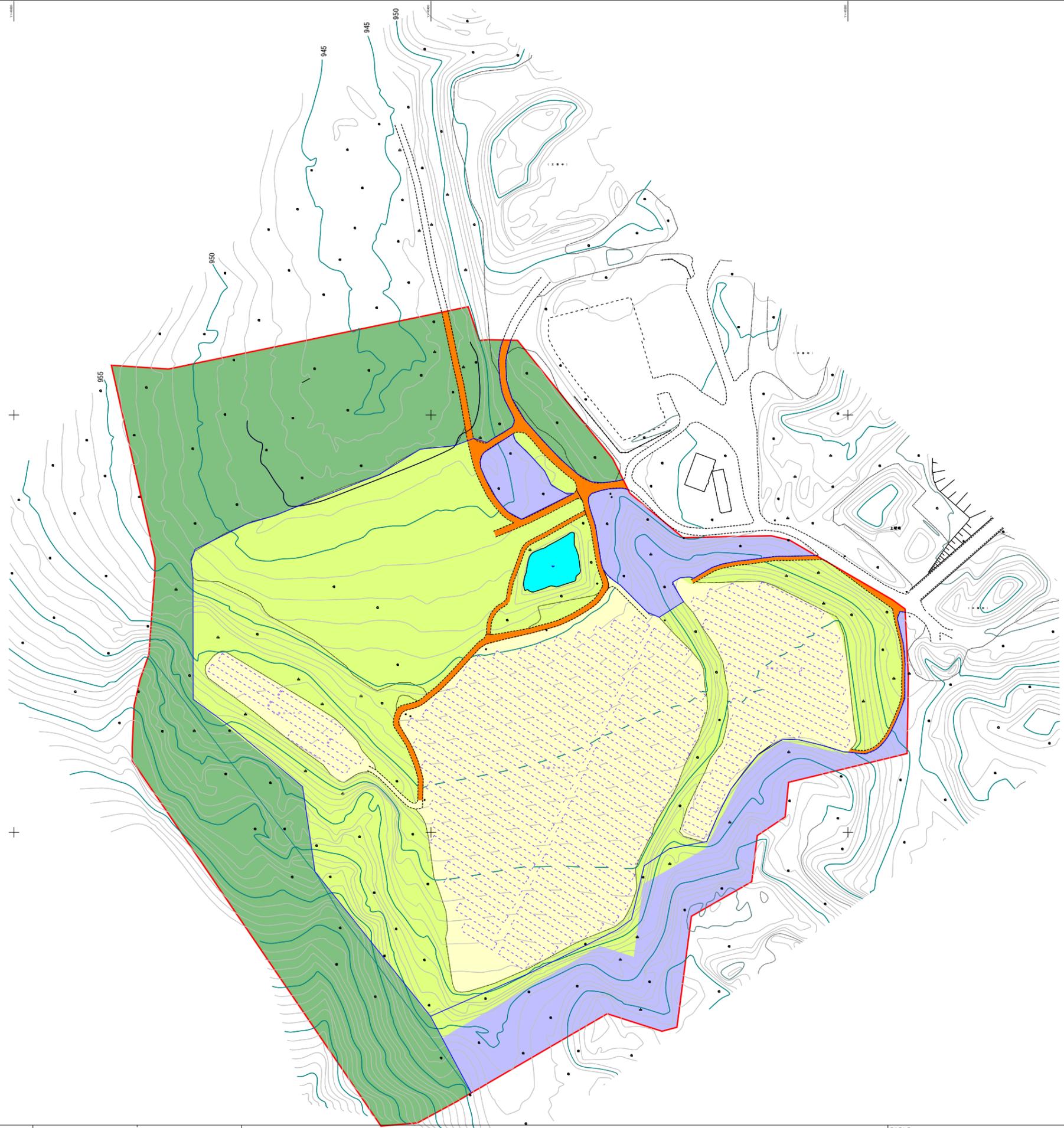
中心地 | 塩尻市旧塩尻 付近



©SHIOJIRI CITY



A1:S=1:1000  
A3:S=1:2000

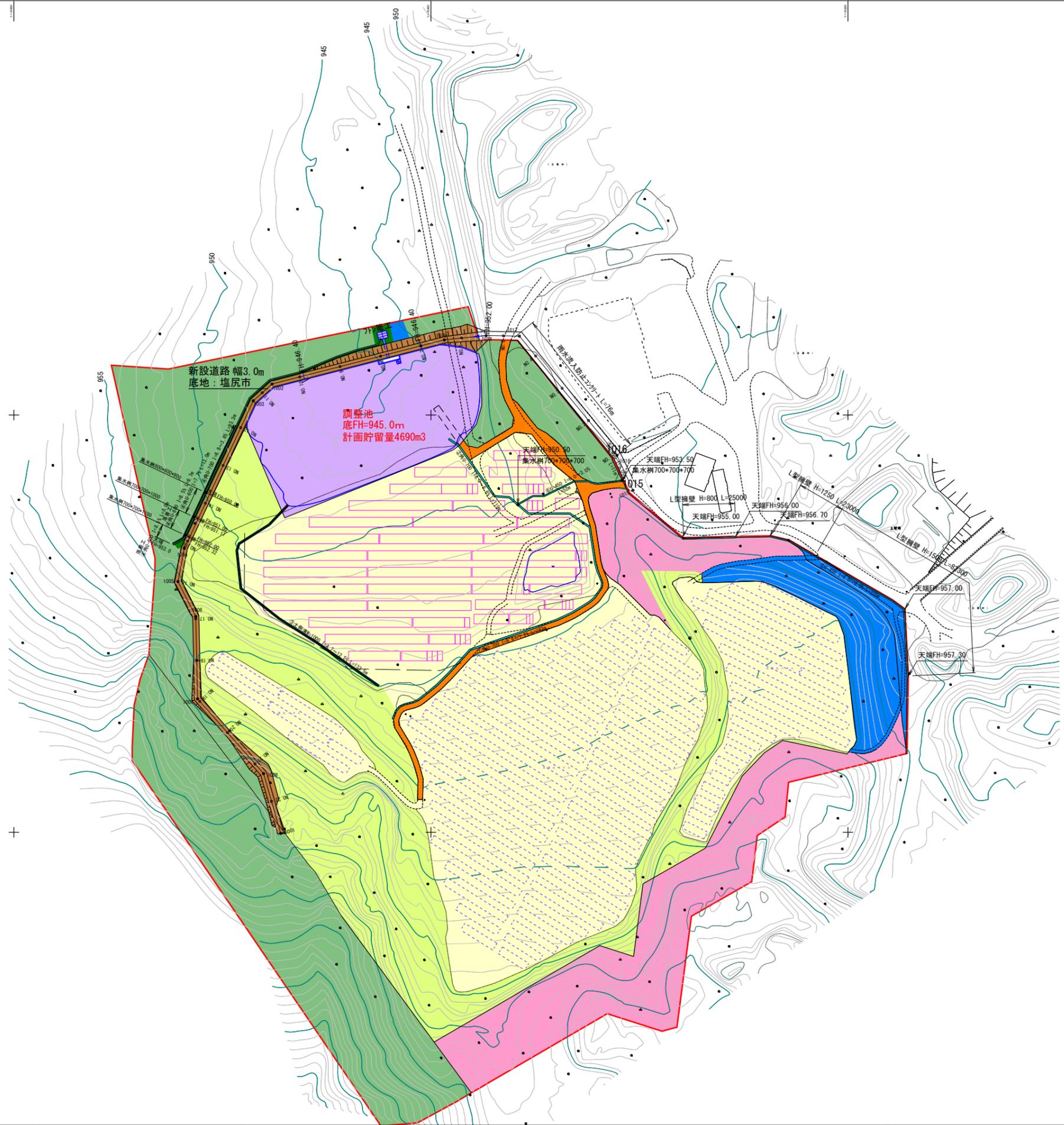


- 開発区域
- 16年生以上森林
- 15年生以下森林
- 草地
- 通路
- 既存パネル
- 既存沈砂池

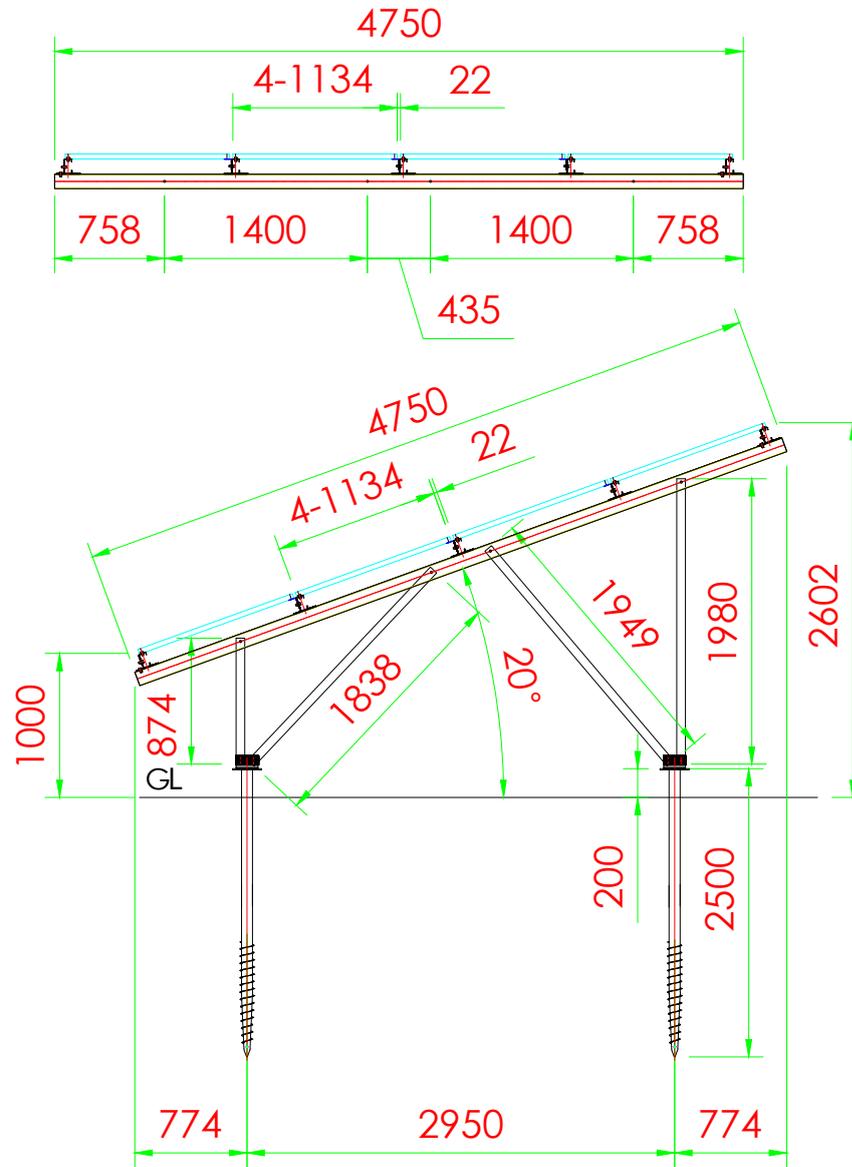
P	C	D



A1:S=1:1000  
A3:S=1:2000



- 開発区域
- 排水施設
- 調整池等
- 残置森林 (16年生以上)
- 残置森林 (15年生以下)
- 造成森林
- 造成緑地 (現況)
- 造成緑地
- 道路 (造成緑地)
- 管理通路
- パネル用地
- 既存パネル設置位置
- 新設パネル設置位置



架台 : S350GD (SGMH440同等品)  
 (JISG3323\_2019相当)  
 杭: Q235B  
 ボルト類: A2-70 (JIS B1054-1)

技術情報 :

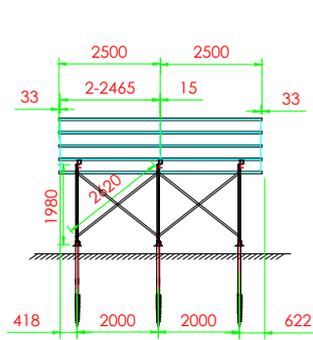
1. モジュールサイズは2465x1134x30mmです。
2. 30m/s風速、積雪量85cmを基準として設計します。  
(JIS C 8955:2017)、地表粗度Ⅱ。
3. 基礎 : スクリュー杭基礎。

4.	杭	Q235B	Φ 89*2200
3.	斜材	S350GD	□ 40*60mm
2.	縦棧	S350GD	C50*100mm
1.	横レール	S350GD	C50*100mm
NO.	部品名称	材質	規格

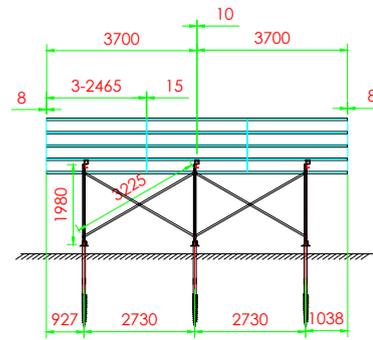


太陽光発電システム  
**BSLPV ENERGY**

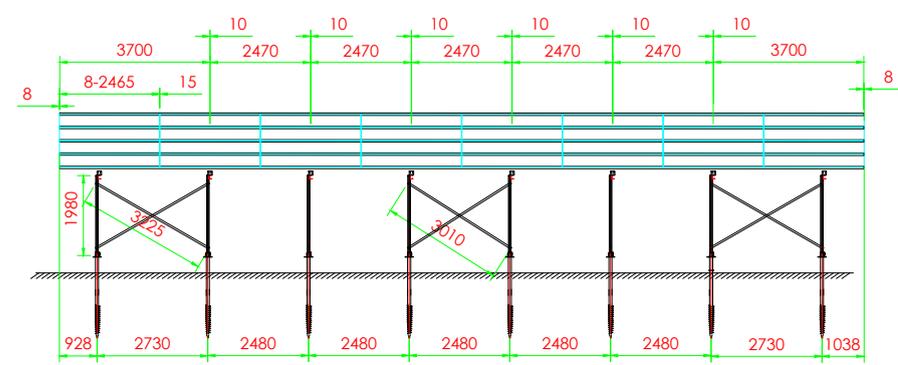
案件名: Project name:	金井09太陽光発電所	側面図		版 本 REVISION						
見積番号: Project No.:	BSLPV2409301-02	日付: TIME:	2024.09.18							
設計 Design	(陳)	校正 Proofread	(陳)	検査 CHKD	(孫)	承認 AppvD	(陳)	比率/Scale:	A3	A



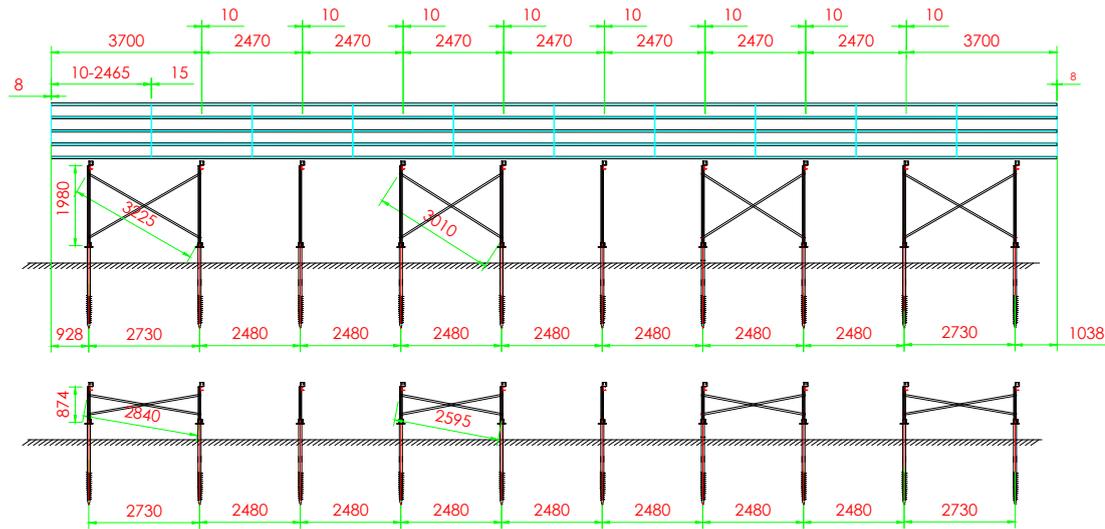
4段2列2基 20°



4段3列1基 20°



4段8列4基 20°

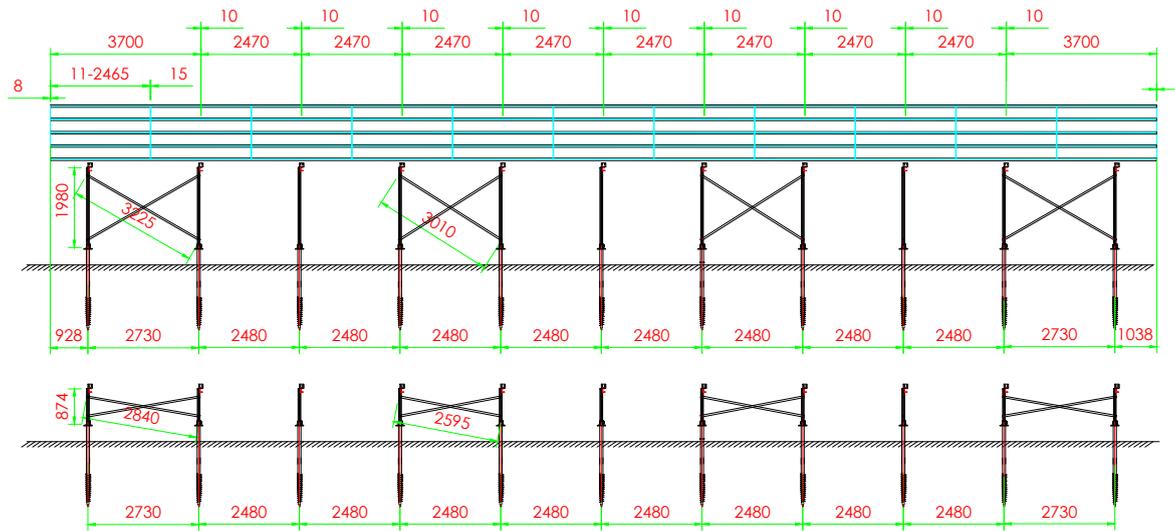


4段10列4基 20°

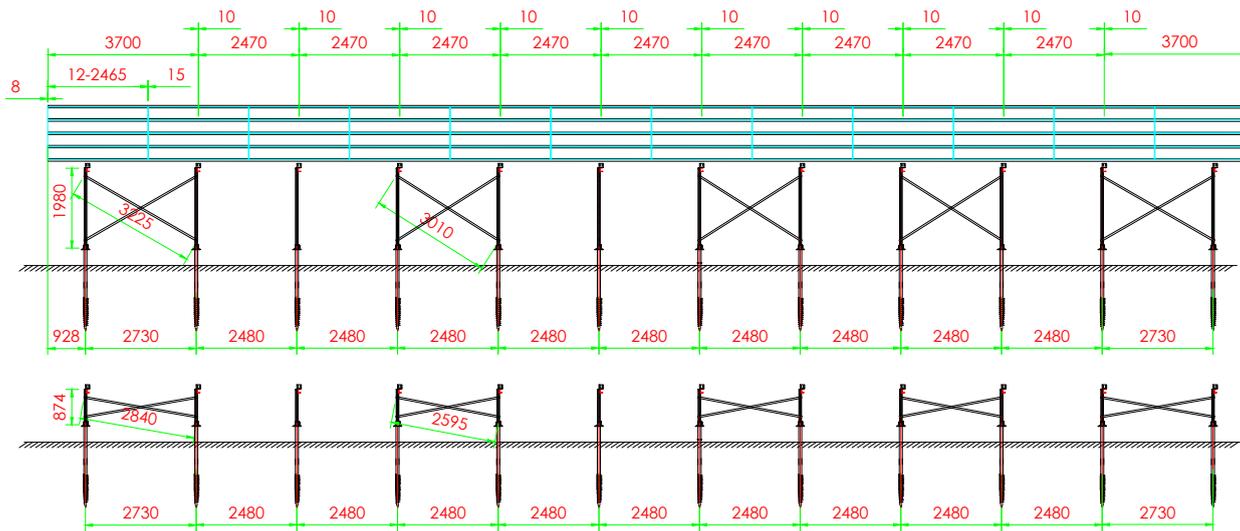


太陽光発電システム  
**BSLPV ENERGY**

案件名: Project name:	金井09太陽光発電所	配置図		版 本 記 録				
見積番号: Project No.:	BSLPV2409301-02	日付: TIME:	2024.09.18					
設計 Design	(陳)	校正 Proofread	(陳)	検査 CHKD	(孫)	承認 AppVD	(陳)	A
比率/Scale:	A3							



4段11列2基 20°



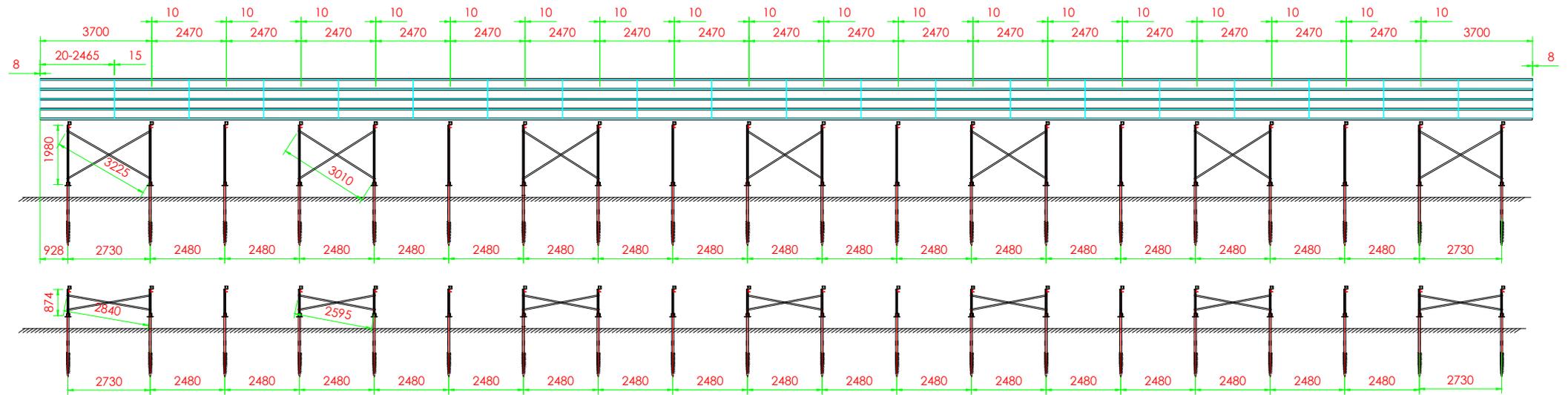
4段12列1基 20°



太陽光発電システム  
**BSLPV ENERGY**

案件名: Project name:	金井09太陽光発電所	配置図		版 本 REVISION				
見積番号: Project No.:	BSLPV2409301-02	日付: TIME:	2024.09.18					
設計 Design	(陳)	校正 Proofread	(陳)	検査 CHKD	(孫)	承認 ApprD	(陳)	A
比率/Scale:	A3							

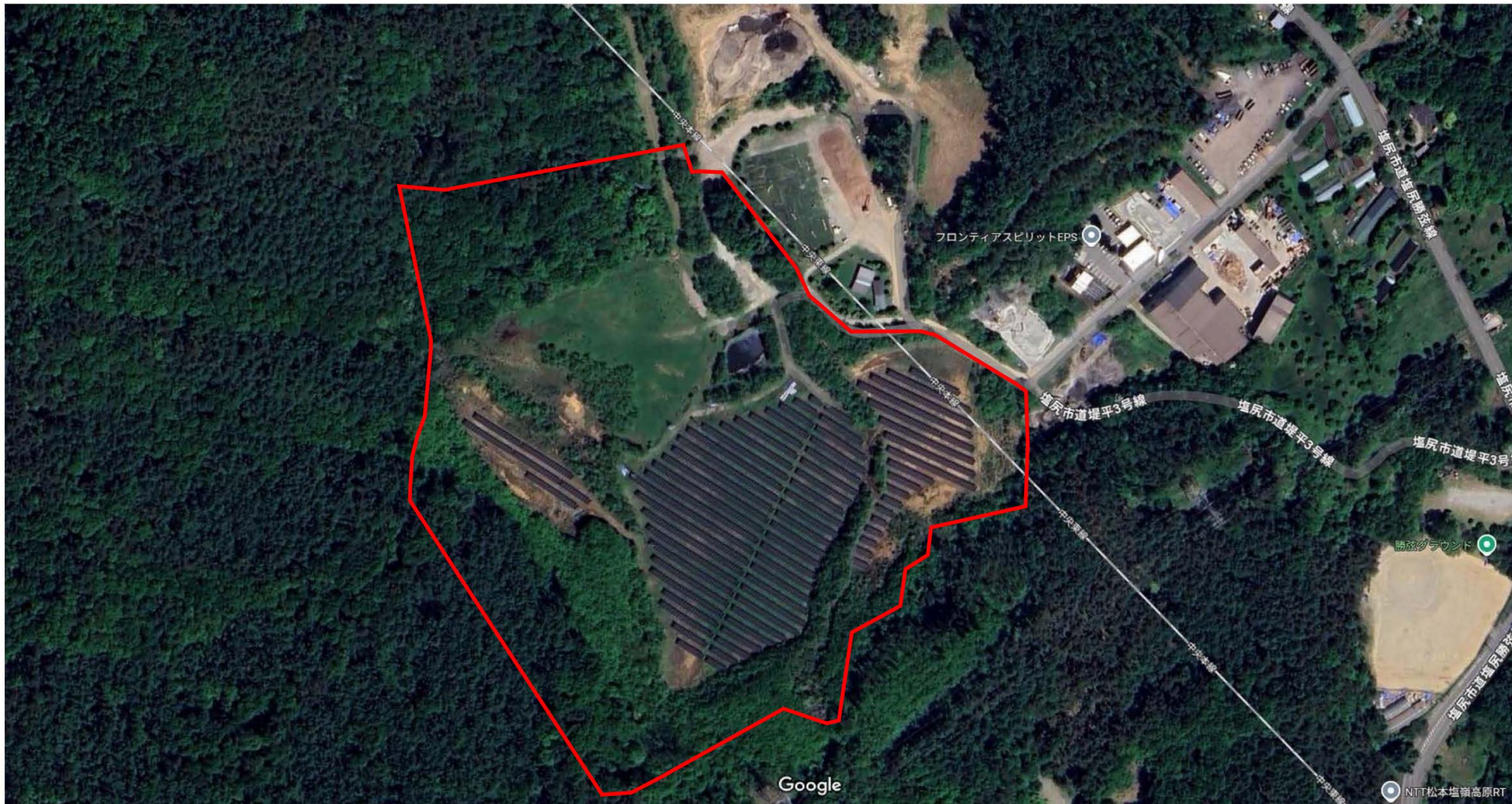




4段20列18基 20°



案件名: Project name:	金井09太陽光発電所	配置図		版 本 REVISION				
見積番号: Project No.:	BSLPV2409301-02	日付: TIME:	2024.09.18					
設計 Design	(陳)	校正 Proofread	(陳)	検査 CHKD	(孫)	承認 ApprD	(陳)	A
比率/Scale:	A3							

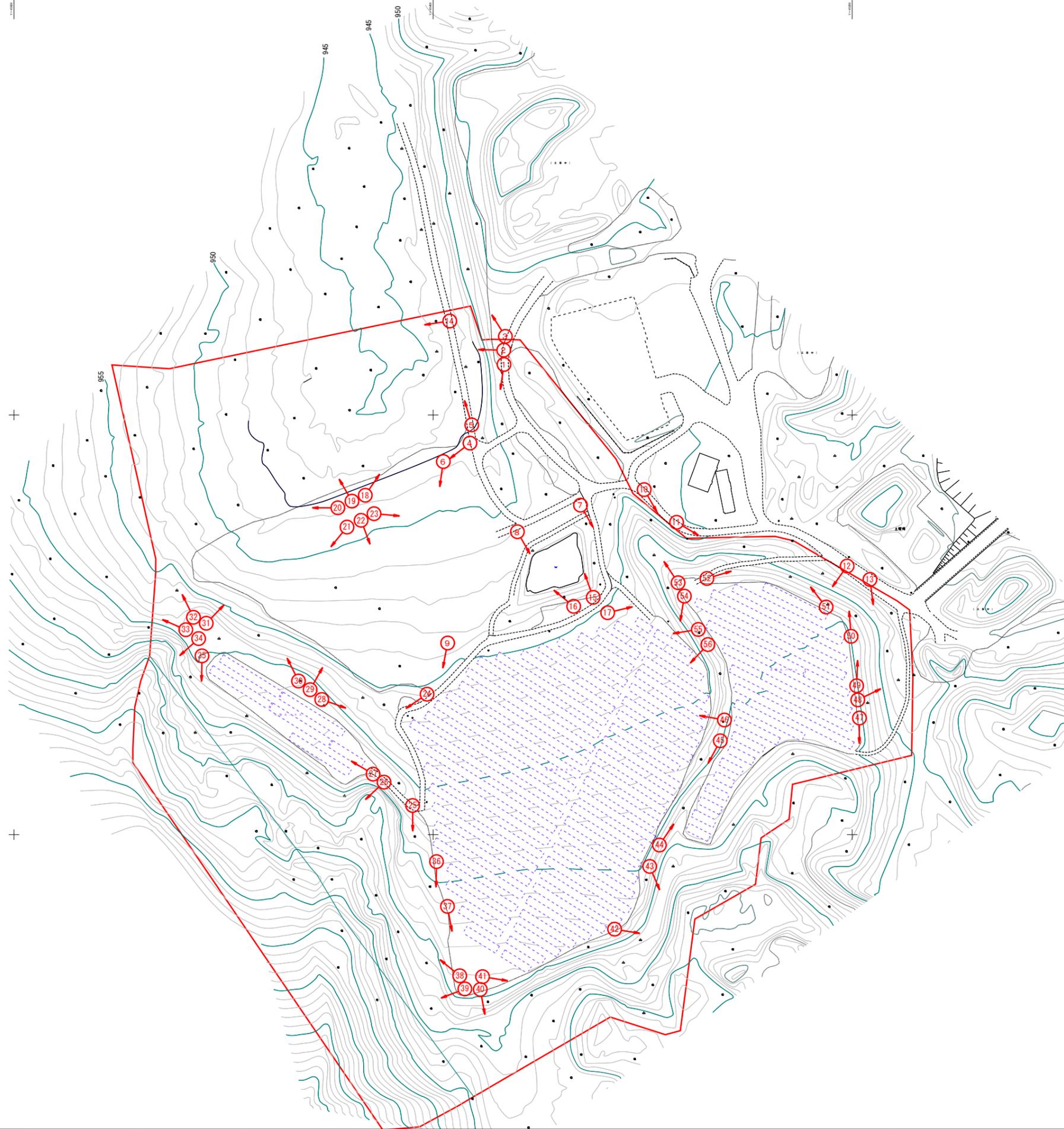


画像 ©2024 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2024 50 m

開発区域界



A1:S=1:1000  
A3:S=1:2000



開発区域  
写真撮影方向

1



3



2



4



5



7



6



8



9



11



10



12



13



15



14



16



17



19



18



20



21



23



22



24



25



27



26



28



29



31



30



32



33



35



34



36



37



39



38



40



41



43



42



44



45



47



46



48



49



51



50



52



53



55



54



56



(参考様式) (第11条・第13条関係)

事業基本計画説明状況書

年 月 日作成

事業者の住所・氏名 (法人にあって、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	東京都杉並区高井戸東四丁目8番3号 株式会社ツジデン 代表取締役 辻本 武泰	
事業太陽光発電施設の設置の場所	塩尻市大字金井字堤平 32筆別紙のとおり (設備ID AZ96613C20、AE02211C20ほか9カ所)	
説明会開催についての周知の方法とその範囲	金井区回覧、各戸チラシ配布(事業地隣接地権者) 塩尻市条例に定める敷地境界より50m範囲の地権者	
説明会の概要	日時	令和6年7月22日
	場所	〒399-0721 長野県塩尻市金井5-8 金井公民館
	参加者数	13名
	説明を行った者の氏名(法人にあっては、氏名及び役職名)	株式会社ツジデン 担当: 名見耶

注1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

(添付資料) 1 説明会で配布した説明資料

2 説明会で説明した内容、参加者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録

地域住民のみなさま

太陽光発電設備設置に伴う説明会資料

令和6年7月22日  
金井区公民館

## 次 第

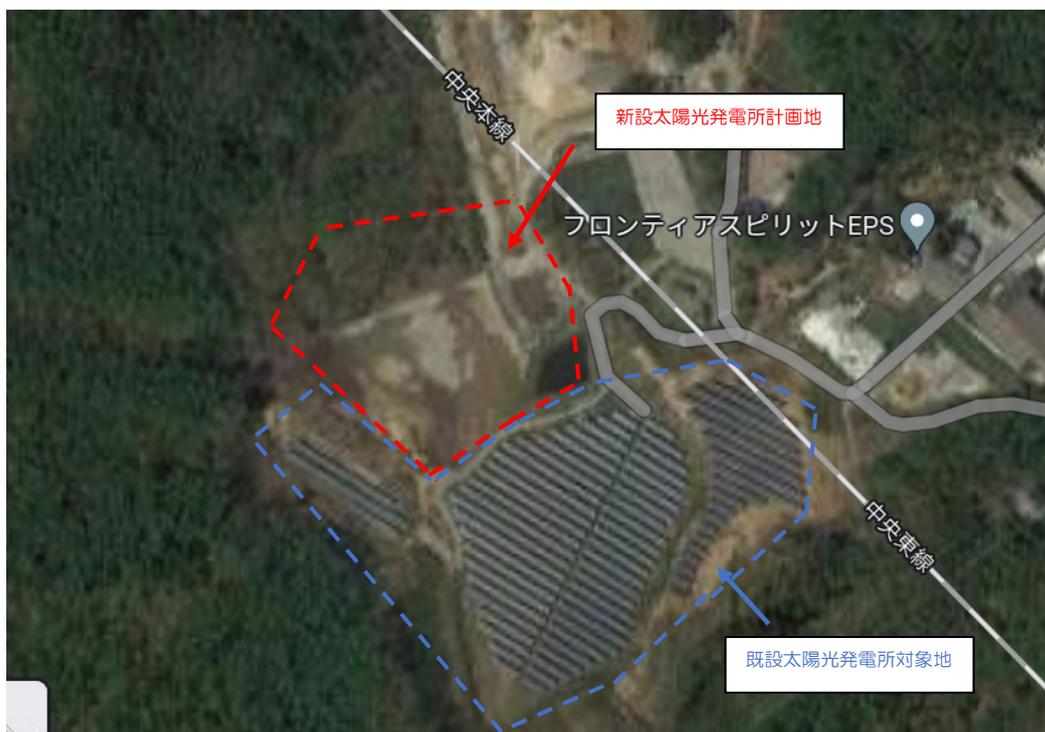
1. 開会
2. 挨拶
3. 説明内容
  - 3.1 今回の事業会社の説明につきまして
    - (1) 発電事業者 : (新認定事業者) 株式会社ツジデン  
(旧認定事業者) 株式会社NEXT
    - (2) 委託先 : (発電事業管理) 株式会社ITD建設  
(保守点検管理) 株式会社ITDホールディングス
  - 3.2 発電所設置概要につきまして
    - (1) 再生可能エネルギー発電事業計画の概要、実施場所
    - (2) 発電所の現況・規模
    - (3) 安全性確保の考え方
    - (4) 工事体制
    - (5) メンテナンス体制
  - 3.3 ご質問受付先
4. 質疑応答
5. 閉会

※本説明会は、2024年4月改正再エネ特措法、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例、および塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づき実施するものです。

※説明会の録音・録画を提出することが制度上求められているため、出席者さまのプライバシーに対して最大限配慮して録音・録画をさせていただきます。

(1) 再生可能エネルギー発電事業計画の概要、実施場所

1. 発電事業者（新認定事業者）：株式会社ツジデン 代表取締役 辻本 武泰  
東京都杉並区高井戸東四丁目 8 番 3 号  
旧認定事業者：株式会社 NEXT 代表取締役 山下智広  
東京都新宿区西新宿 7-19-3
2. 電源種：太陽光発電
3. 設置形態：地上設置型
4. 出力：AC495.6 kW、(DC 出力：1,270kW)
5. 実施場所：  
長野県塩尻市金井 746-2、746-3（現在の認定地番）  
739-1、740、741-1、741-4、745、746-1、746-4、747、748-1、748-2（追加地番）



6. 関係法令の手続き状況：
  - ① 再生可能エネルギー特別措置法：認定取得済（変更認定申請提出予定）
  - ② 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例：事業計画書提出済
  - ③ 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例：事前協議提出済
  - ④ 国土利用計画法に基づく土地売買等届出：届出済
  - ⑤ 景観法に基づく届出：届出済
  - ⑥ 森林法に基づく林地開発許可等手続き：事前協議中※その他農地法、河川法など関係法令は対象外を確認

7. 災害時の活用可能性：今後設置検討

8. 土地権原取得状況：746-2 他 9 筆：所有権取得、または賃貸契約締結済み  
741-4、741-6(赤道部分)：払下げ手続き中

9. 関係者情報の説明：

事業者：株式会社ツジデン

・代表者：辻本武泰（代表取締役）

・事業内容：液晶、フラットパネルディスプレイ等、液晶表示装置の各種光学フィルム、LED用フィルム、エレクトロニクス関連の各種機能フィルムの研究、開発、製造。

・出資者（括弧内は出資比率）：株式会社ホームラジデン(10.60%)、和田貴子(7.15%)、大城亜才子(4.99%)、辻本珠才(4.99%)、和田格奈(4.99%) ※上記5位まで

保守点検責任者：株式会社ITDホールディングス

・主任技術者：外部委託予定（中部電気保安協会）

（事業実施体制）

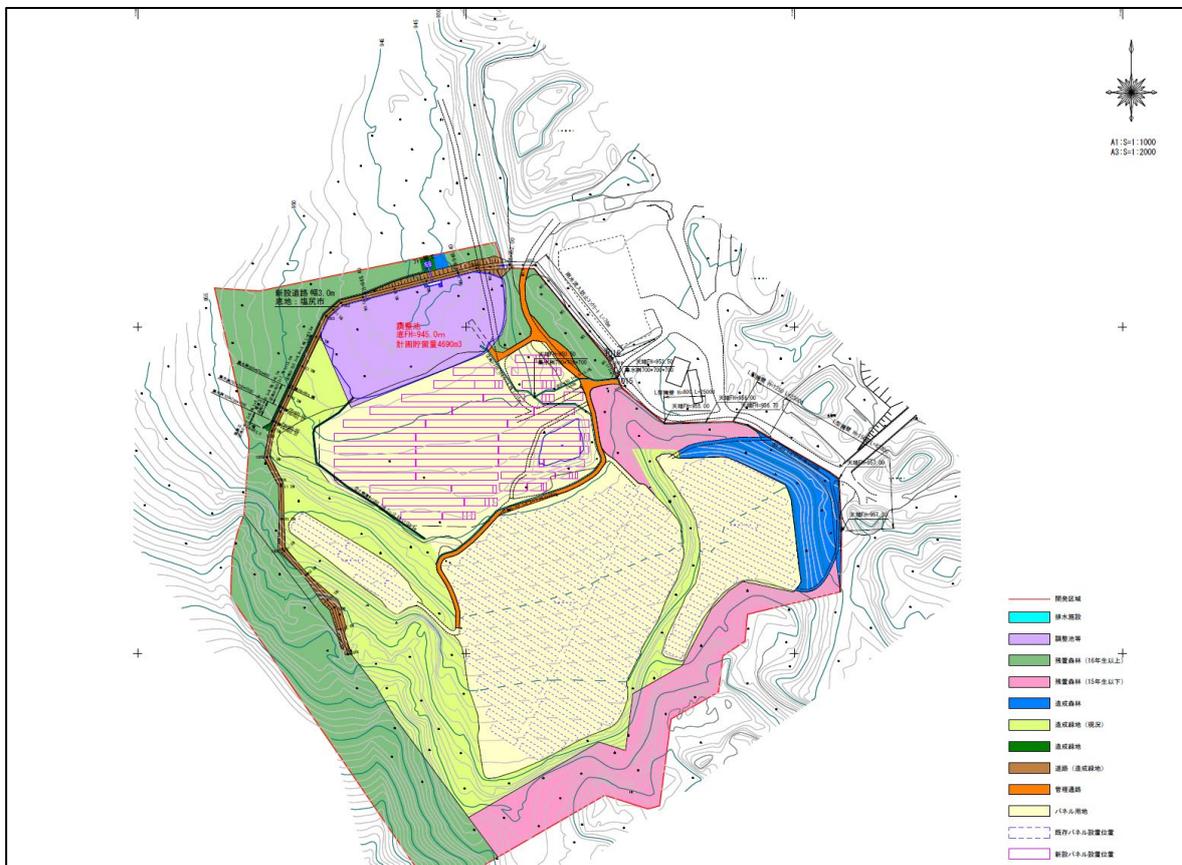


(2) 発電所の現況・規模

項目	内容	備考
設備計画面積	総面積：93,704 m <sup>2</sup>	令和 5 年 3 月に隣接地権者との境界確認を実施済
地目	山林、原野、宅地	
地形等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南側既設太陽光発電所から、今回の新設計画地に向けて、緩やかな北傾斜。</li> <li>・ 現況地形を活かし、大きな土の移動は行わない計画。(基礎設置のための表面整地は実施)</li> <li>・ 事業地北側、水下に調整池を設置計画。</li> <li>・ 水下にみどり湖があり、既存水路にてみどり湖に雨水流入する。</li> </ul>	
関係機関	塩尻市生活環境課	今回の発電所設置関連の協議窓口
	塩尻市農林課	林地開発申請の協議
	塩尻市企画課	土地売買等届出提出
	塩尻市建設課	境界確認出席・確認、道路付替協議

	項目	内容	備考
設置設備	太陽光パネル	ジンコソーラー製 JKM625N-78HL4-BVD	2032 枚
	基礎、架台	パネルを支持固定するための梁・杭	
	パワーコンディショナー	サングロウ製 SG49.5CX-JP	11 台
	キュービクル	変圧器・遮断機等を搭載	W4m×D2m×H2.5m
	水路、調整池	雨水貯水、排水路	
	侵入防止フェンス	高さ 1.5～1.8m のメッシュフェンスを設置	
規模	合計出力	495.6 kW (パネル出力: 1,270 kW)	
	予想発電量	1,200,000 kWh/年	約 280 世帯分
	売電先	中部電力	

### (3) 安全性確保の考え方



- 太陽光パネル設置場内は、防草シート等の設置は行わず、雨水浸透可能な状態といたします。
- 既存発電所パネル部分を含む全体面積にて、森林法に定める雨量計算に従い、流出量に必要な調整池容量を確保いたします。
- 浸透量以外の雨水処理については、既設パネル部分も含め、流域全体を北側に設置する調整池に集水するように、排水路を整備いたします。
- オーバーフロー分について、下流にあるみどり湖への放流同意について、みどり湖までの水路調査を実施、塩尻市さまと協議し同意をいただいております。  
※詳細の検討資料を回覧させていただきますのでご確認をお願いいたします。

● 安全面の影響及び予防措置について（2024年4月改正再エネ特措法に定める説明事項）

斜面への設置	平地面のみの設置計画となります。
盛土・切土	大規模な切盛は行わず、現況地形を活かした設置とします。
地盤強度	ボーリング調査による地質調査を実施済みです。
排水対策	調整池を設け急激な雨水流出を防ぎます。
法面保護・斜面崩落防止策	芝種子吹等の法面保護工を行います。
防災施設の先行設置	雨水流出防止の外周堰堤、雨水処理施設施工を先行して行います。
設備設計	耐風速の基準 JIS C8955:2017、および地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドラインに沿って強度計算の行われた部材を使用いたします。
施工後の管理の継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電監視システムを導入し異常の早期発見、監視カメラによる遠隔監視を実施いたします。</li> <li>・年3回程度の定期点検（電気設備保安、および設置状況の確認）を行います。</li> </ul>
事業終了後の措置	<p>太陽光発電事業を終了する場合は現状復旧をすることが経済産業省より求められております。</p> <p>また、それに係る費用についても廃棄費用等の積立徴収が義務付けられておりますので、法令を遵守し適切に処理を行います。</p>

(4) 実施体制



【工事中の安全管理体制】

- ① 作業時間は原則8時～17時と致します。
- ② 日曜日は原則工事を行いません。
- ③ 工事区域にはトラロープ等を張って工事区域外との境界を明確に致します。
- ④ 問題や指摘事項がございましたら ITD 建設までご連絡いただきましたら早急に対応致します。

【工事工程予定】 (カッコ内は予定年月)

- ・長野県、塩尻市太陽光条例、森林法に基づく許認可手続きを進めております。(2024年7月)
- ・各許認可を取得後、場内整地、雨水対策工事より着工を行います。(9月)
- ・雨水対策工事と並行して太陽光パネル設置の基礎位置出しを行います。
- ・パネル設置工事、電気工事を行います。(9月から12月)
- ・中部電力との系統連系を行います。

※電力会社協議等の状況により予定時期が変更となる可能性があります。

【景観への配慮について】 (2024年4月改正再エネ特措法に定める説明事項)

景観面への配慮	・主要道路からの一定距離の離隔を確保。
適切な予防措置を講ずること	・設備について景観形成基準以下で、周囲への調和を意識し、特別明度の高いものは採用せず、メーカー標準デザインを基準に選定いたします。

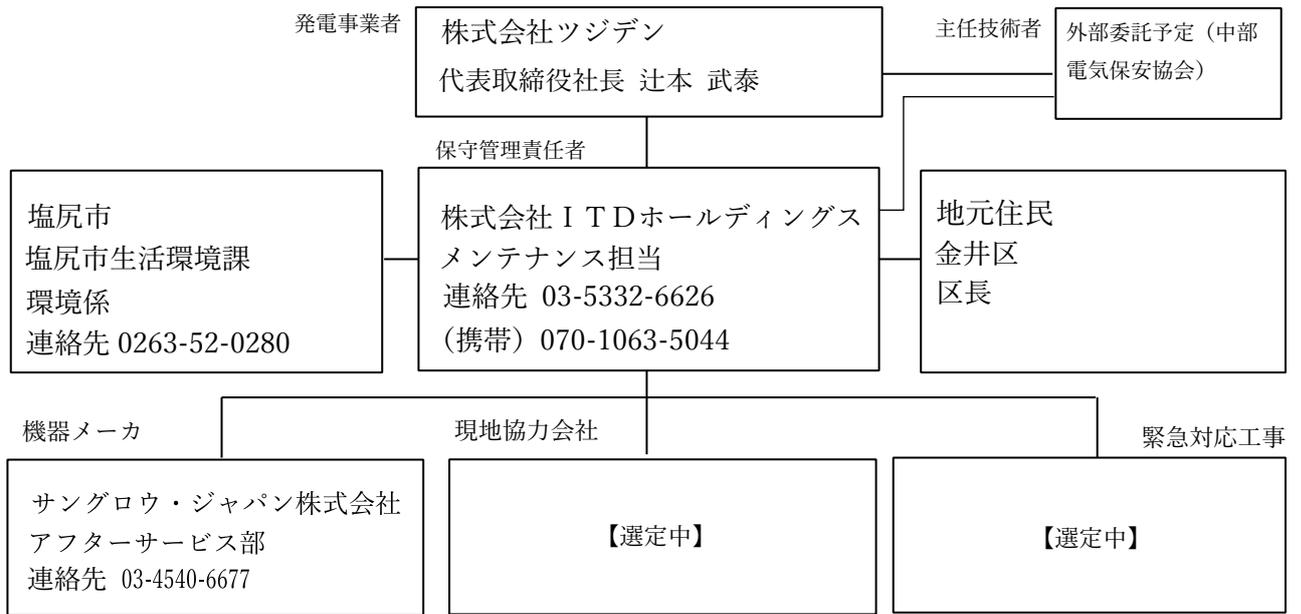
【自然環境・生活環境面の影響及び予防措置について】（2024年4月改正再エネ特措法に定める説明事項）

騒音・振動	工事時は通常日中時間のみの工事を基本として、騒音とならないように注意します。 発電設備運転時も発電中特別大きな音が出ることはなく、品質の良い部材選定を行います。
水の汚れ、濁り	外周畦畔を設置し濁った雨水が外部に流出しないように対策を行います。敷地内は自然植生管理を行うため、水の濁りは表土の落ち着きに伴い軽減します。
反射光	防眩処理をされた太陽光パネルを使用することで反射光低減を行います。
雑草の繁茂	防草対策として年2回程度の除草を実施し、周辺景観が悪くならないように管理を行います。 防草シートなどは雨水流出が増加する観点から設置せず、自然植生を基本として管理を行います。

(5) メンテナンス体制

本件太陽光発電所は株式会社ITD ホールディングス内にメンテナンス責任者を置き、責任をもって運用いたします。運営形態が大きく変わる場合は住民説明会等適切な方法で地元の方に説明いたします。

メンテナンス体制図は以下の通りです。



【メンテナンス運用体制】

- ・発電監視システムを導入し異常の早期発見、監視カメラによる遠隔監視を実施いたします。
- ・防草対策として年2回程度の除草を実施します。
- ・年3回程度の定期点検（電気設備保安、および設置状況の確認）を行います。
- ・大雨や大雪、震度4以上の地震の際には定期点検とは別で緊急点検を実施する体制を整備いたします。
- ・発電事業終了後の処理について太陽光発電事業を終了する場合は現状復旧をすることが経済産業省より求められております。また、それに係る費用についても廃棄費用等の積立徴収が義務付けられておりますので、法令を遵守し適切に処理を行います。
- ・発電所設置後の連絡先について発電所道路に面した箇所にて標識を設置し連絡先を掲示いたします。弊社保守点検窓口までご連絡をお願いいたします。

【設備廃棄にかかる事項の説明について】（2024年4月改正再エネ特措法に定める説明事項）

廃棄費用の総額	960 万円
算定方法	令和 3 年 9 月 資源エネルギー庁発行 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度についての資料より
積立開始時期及び終了時期	FIT 調達期間終了の 10 年前より開始、10 年後に積立終了
毎月の積立単価	0.8 円/kWh
太陽光パネルの 4 物質含有情報	太陽光パネルメーカー名：ジンコソーラー 製造期間：2023/12～2024/3 鉛、カドミウム、ヒ素、セレン含有情報：基準値（0.1wt%）未満
設置及び解体に伴って発生する産業廃棄物の種類	発電設備の廃棄物：木くず、金属くず、廃プラスチック類の混合物。 残土排出はございません。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令への遵守体制	環境省発行 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン に従い適切に処理を行います。
土地開発にかかる許認可に基づき発電事業終了後の土地の現状回復義務を負う場合はその内容	太陽光発電事業を終了する場合は現状復旧をすることが経済産業省より求められております。また、それに係る費用についても廃棄費用等の積立徴収が義務付けられておりますので、法令を遵守し適切に処理を行います。

【本事業に関するご質問受付先】

株式会社ツジデン 太陽光担当

〒168-0072

東京都杉並区高井戸東 4-8-3

TEL : 03 (3335) 1511

MAIL : [tsujiden.energy@mail.tsujiden.co.jp](mailto:tsujiden.energy@mail.tsujiden.co.jp)

以 上

塩尻市金井区 太陽光発電事業の住民説明会 議事録

1 開催日時	2024年7月22日(月) 19:30 ~ 20:30
2 開催場所	金井公民館
3 出席者(敬称略)	<p>【住民等】金井区区长 小林様、副区长村上様他計13名</p> <p>【説明者】株式会社ツジデン 名見耶</p> <p>株式会社 ITD 建設 山下</p> <p>株式会社 ITD ホールディングス 井原</p> <p>東洋エンジニアリング株式会社 羽田</p> <p>株式会社 NEXT 飯野</p>
4 説明内容	<p>① 説明者紹介</p> <p>② 事業内容説明</p> <p>③ 質疑応答</p>
5 質疑等 (事業者の回答を含む)	<p><b>Q.</b> 前回実施(2023年9月)の説明会の内容は引き続き有効か?(除草方法、および他エリア発電所管理方法について)</p> <p><b>A.</b> 前回説明会時の内容も引き続き有効。事業計画に前回説明会時からの変更点はない。他エリアの雨水対策実施目途については2025年度中を計画している。</p> <p><b>Q.</b> 資料P.7の実施体制とは何を実施する体制か?P.3との違いは何か?</p> <p><b>A.</b> P.7の記載は工事実施に対する体制図。P.3記載の体制図は全体の体制図として、発電所開設までをITD建設が管理、運転開始後の保守管理はITDホールディングスが担当するため体制図を分けて記載している。</p> <p><b>Q.</b> 工事期間中の進入路について、一部私道があり、通行スピード、通行台数の予定、工事車両の明示、使用後の整備等について共有をお願いしたい。</p> <p><b>A.</b> いただいた内容は対応共有する。もし徹底できていない点があればご指摘いただきたい。速やかに対応する。</p> <p><b>Q.</b> フェンスの高さが1.5~1.8mとのことだが、鹿などの獣が乗り越えられるのではないか?他のエリアで獣害で設備が破損したような事例はないか?パネル破損による有害物質流出が心配。</p> <p><b>A.</b> 弊社の管理発電所で獣害でパネルが破損したケースは今の所確認していない。</p>

	<p><b>Q.</b> 自然災害等でのパネル破損で有害物質が流出することはないか？みどり湖への流入が心配である。そのような場合の責任の所在はどのようになるか？</p> <p><b>A.</b> 使用パネルの 4 物質含有量は説明資料記載の通り基準値以下となっている。パネル破損が起こった場合にも直ちに有害物質が漏れ出る可能性はかなり低いとメーカー見解をいただいている。責任の所在については、瑕疵原因、原因の所在に基づき判断されるものとなる。仮に運営方法、管理方法に不具合があり、事業者の瑕疵が認定される場合には、事業者の加入する賠償保険にて対応することとなる。</p> <p><b>Q.</b> 4月の鹿児島が発電所火災について見て心配である。</p> <p><b>A.</b> 鹿児島の事例では系統用蓄電池による火災であると認識している。本発電所では系統用蓄電池の設置は計画していない。コンビニエンスストア等に設置されているものと同等のトランス（変電設備）となるため、同様の防火対策を実施する。</p> <p><b>Q.</b> 地区で管理する山林賃貸契約、賃料について</p> <p><b>A.</b> 林地開発本申請後面積が確定するため、面積確定次第速やかに契約案をご提示させていただく。</p> <p><b>Q.</b> 赤道の払い下げ箇所について、現況通行可能な個所については引き続き通行可能か？</p> <p><b>A.</b> 発電所敷地内に走る赤道については、北側への付け替えを予定している。現状通行可能な個所も門扉内ではあるが地域の方のご要望に従い通行可能なようにする。</p> <p><b>Q.</b> 本日挙げた内容を含め、協定書の取り交わしは可能か？</p> <p><b>A.</b> はい。協定書にて内容を盛り込み締結させていただく。協定書取り交わし後の着工とする。</p>
6 その他	
7 記録者	株式会社 NEXT 飯野

説明会当日の説明内容と説明会議事録の内容については、相違ありません。

年 月 日

印